

国立国会図書館

欧米主要国議会の会期制度

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 797 (2013. 8. 2.)

はじめに	III ドイツ
I アメリカ	1 議会期
1 議会期	2 会期
2 会期	3 休会
3 休会	4 議案の継続
4 議案の継続	IV フランス
5 閉会・休会中における大統領による権限行使	1 議会期
II イギリス	2 会期
1 議会期	3 休会
2 会期	4 議案の継続
3 休会	おわりに
4 議案の継続	別表 欧米主要国議会の会期制度
	別図 欧米主要国議会の議会期・会期 (イメージ)

- 米英独仏の議会で会期制を採っているのはアメリカ、イギリス及びフランスであり、ドイツでは議会はいつでも活動可能とされている。
- 米英独仏の議会では、会期とは別におおむね下院議員の任期に等しい議会期（又は立法期・選挙期）という時間的単位があり、アメリカ、ドイツ及びフランス（下院のみ）では、法案等は議会期の間継続する。
- イギリスでは、日本と同様に会期不継続の原則を採っているが、より効率的に立法を行うために近年継続手続が整備された。

国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課

（古賀 豪・高澤 美有紀）

調査と情報

第797号

はじめに

議会が活動能力を有する一定の期間を会期といい、議会は会期によって活動すべきであるとするシステムを会期制という¹。我が国も、日本国憲法第 52 条、第 53 条及び第 54 条で常会、臨時会、そして衆議院が解散された場合の総選挙後の国会の召集（特別会）が定められていることから、会期制を採用している。

我が国では、常会の会期が 150 日と短いことや議案の会期不継続の原則²を採っていることにより、国会が「日程闘争」の場となりがちであるという批判がなされてきた³。

さらに近年、内外の社会的状況の大きな変化を反映して、国会の立法の負担が増大していることから、秋季に臨時会が長期にわたって召集されることが常態化し、国会改革の検討課題として通年国会制や会期不継続の原則の緩和が国会内外で提案されている⁴。

そこで、本稿では米英独仏の議会における会期制度を紹介することで、我が国の会期制度を再考する一助としたい。⁵

I アメリカ

1 議会期

連邦議会は任期 6 年で 2 年ごとに 3 分の 1 が改選される上院と任期 2 年の下院から構成され、この 2 年間は基本的に同一の議員で構成される。この 2 年間に 1 議会期

¹ 松澤浩一『議会法』ぎょうせい、1987、p.307；我が国の会期制度の概要については、国会法規研究会「国会にかんする法規 9 第 2 編 本論 5 序章 国会の活動の概観 5」『時の法令』1491 号、1995.2.15、pp.81-90；金箱孝夫「会期制の意義と召集・議席」『議会政治研究』No.38、1996.6、p.68-73；衆議院事務局編『逐条国会法第 1 巻』信山社、2010、pp.209-310 等を参照。

² 会期中に議決に至らなかった案件は、後会に継続しない（国会法第 68 条）。

³ 民間政治臨調『日本変革のヴィジョン—民間政治改革大綱—』講談社、1993、pp.145-147；新しい日本をつくる国民会議「国会審議活性化等に関する緊急提言」2009.11.4、p.4 等を参照。

⁴ 近年国会内に設置された改革を検討する会議では、会期制度に関して次のような提言を行っている。

平成 12 年 4 月に参議院の将来像を考える有識者懇談会が参議院議長に提出した『参議院の将来像に関する意見書』では、「4. 審議及び運営の改革」「(1) いわゆる通年会期制を導入し、会期不継続の原則を改める」として、「国会の審議日数を十分に確保し、常に国政上の問題に迅速に対応できるようにするため、通年会期制又は立法期の制度を導入してどうか。少なくとも参議院では効率的な審議を確保するため、いわゆる会期不継続の原則を改め、議事及び案件継続の原則を明確化すべきである。」と提言している。

また、平成 13 年 11 月に衆議院改革に関する調査会が衆議院議長に提出した答申では、「(七) 国会会期を長期化する」として「国会は、目まぐるしく変化する国際情勢、政治・経済・社会情勢に、幅広く且つ即効的に対応できるものでなければならない。会期制及び会期不継続の原則は、議会制度の根幹をなすものであり、特に憲法が会期制を前提にしていることからたやすく変更できるものではないが、常会（通常国会）の会期はより長期なものとすることが求められる。このことにより、国民生活に関わる重要法案について、時間を充分にかけて論議し、国会としての意思決定を行えるというメリットが生まれる。その際、会期の長期化に伴う行政への影響を少なくするために、会期中重要な国際会議等に大臣が出席する必要がある場合、本会議・委員会での答弁を副大臣・政務官が行うことを幅広く認めることにする等、積極的に活用するルールを確立すべきである。」と提言している。

⁵ 諸外国議会の会期制度を解説した邦語文献として、水木惣太郎『議会制度論』有信堂、1963、pp.384-408；鈴木重武ほか「主要国の会期」『レファレンス』129 号、1961.10、pp.1-31；大山礼子「会期制度 日本の制度の特色とその改革論議」『調査と情報』No.50、1987.12.10；読売新聞調査研究本部編『西欧の議会』読売新聞社、1989、pp.251-258；山口和人・廣瀬淳子「欧米 4 ヶ国議会の活動期間に関する制度」『議会政治研究』No.46、1998.6、pp.9-14 等がある。

(Congress) とし、奇数年の 1 月 3 日の正午に開始し、2 年後の 1 月 3 日の正午に終了する（憲法修正第 20 条第 1 節）⁶。1789 年の第 1 議会期から連番が付されており、現在は 2013 年から開始した第 113 議会期（2013～2015 年）である。議長を始めとする役職の選任も議会期を単位として行われる。

2 会期

会期 (session) は議会が有効に活動し得る期間であるとされる。憲法修正第 20 条第 2 節は、連邦議会は毎年少なくとも 1 回集会し、別段の定めがない限り 1 月 3 日正午に開会される旨規定している⁷。通常、議会は両院一致決議⁸により 1 月中の別の日に開会する⁹。1 議会期は通常 2 つの会期（1 会期は通常 1 年間）から成り、それぞれの会期には連番が付される¹⁰。

閉会 (adjournment sine die) については、1970 年立法府改革法で、戦時を除き別段の定めがない限り毎年 7 月 31 日以前に閉会し、又は選挙が行われない年には 8 月に少なくとも 30 日間閉会する旨定められているが（合衆国法典第 2 編第 198 条）、両院一致決議により、11 月又は 12 月に閉会する例となっている。この両院一致決議は、必要な場合に再召集する権限を下院議長及び上院多数党院内総務に付与していることが多い¹¹。

大統領は、非常の場合に両院又は一院を召集することができ（憲法第 2 条第 3 節）、これを臨時会 (extraordinary session) という。過去には、条約の承認や閣僚の任命等のために上院のみを召集した例¹²や、両院を召集した例¹³がある。現在は、議会が 1 月初旬に開会され、12 月のクリスマス休暇の直前に閉会されているため、最近の大統領はこの権限を行使していない。また、大統領は閉会について両院の意思が一致しない場合には適当とみなす時期まで休会させることができるが（憲法第 2 条第 3 節）、この規定が適用された事例はない¹⁴。

さらに、大統領の職務遂行能力について、大統領と副大統領等との間で見解の相違がある場合において、議会が閉会中のときは、集会してこの問題について審議し、21 日以内に両院の 3 分の 2 の投票によって決定する（憲法修正第 25 条第 4 節）¹⁵。

⁶ 憲法修正第 20 条第 1 節による修正の前は、12 月の第 1 月曜日に開会されていた（憲法第 1 条第 4 節第 2 項）。

⁷ イギリスにおいて 1629 年から 11 年間議会が召集されなかった例に鑑み、毎年 1 回一定の時期に召集行為がなくとも議会が自動的に開かれることを規定したものである（塚本重頼・長内了『註解アメリカ憲法（増補版）』酒井書店、1983、pp.36, 237; 中村英勝『イギリス議会史（新版）』有斐閣、1977、p.65.）。

⁸ 両院一致決議は、成立に両院の承認が必要であるが、大統領の承認を要せず、法的効力を有しない。

⁹ Wm. Holmes Brown et al., *House Practice - A Guide to the Rules, Precedents, and Procedures of the House*, Washington, D.C.: GPO, 2011, p.153.

¹⁰ これまでで一番長い会期は第 76 議会期第 3 会期で、1940 年 1 月 3 日から翌年の 1 月 3 日までの 367 日間であった（“Longest sessions of Congress,” *Congressional Quarterly's Guide to Congress*, 7th ed., Washington, D.C.: CQ Press, 2013, p.1406.）。

¹¹ Brown et al., *op.cit.*(9), p.9; 1998 年のクリントン大統領弾劾に関する審議は、閉会中に両院一致決議に基づき開会して行われた（“Terms and Sessions,” *op.cit.*(10), p.568.）。

¹² “Special Sessions of the Senate, 1789-1933,” *op.cit.*(10), p.1421.

¹³ “Extraordinary Sessions of Congress Since 1797,” *op.cit.*(10), p.1422. 1948 年に行使された例が最後である。

¹⁴ Congressional Research Service, *The Constitution of the United States of America: Analysis and Interpretation*, S. Doc No.108-17, Washington, D.C.: GPO, 2004, p.563.

¹⁵ この規定については、議会によって職務遂行能力がないと議決された大統領が、繰り返し職務不能の

3 休会

会期中、各議院は独自に活動を休止することができる（休会（*resess*））が、他の議院の同意がなければ3日を超えて休会することはできない（憲法第1条第5節第4項）。3日を超えて休会するときは、両院一致決議を行う。通常、春の復活祭の休暇や8月上旬から9月上旬にかけての夏季休暇のほか、国の祝日の前後数日間が休会となる。

4 議案の継続

連邦議会創設時はイギリス議会に倣って会期不継続の原則を採用していた。しかし、1816年に両院合同の調査委員会によって法案の次会期への継続を勧告する報告書が出され、19世紀半ばまでに、同一議会期内において法案が会期を越えて継続する原則が確立した¹⁶。現在は、その旨が各議院の規則に明記されている（上院規則第18条、下院規則第11条第6項）。法案は、2年間の議会期を越えては継続されない。

他方、上院の条約承認案件及び任命人事案件は法案とは異なる。条約承認案件については、大統領が撤回しない限り議会期を越えて上院が案件を保有する（上院規則第30条）。上院に提出された任命人事案件については、院議で継続としない限り、会期末に大統領に返付される（上院規則第31条第6項）。¹⁷。

5 閉会・休会中における大統領による権限行使

議会の閉会・休会中に大統領が行使し得る権限として、握りつぶし拒否権（*pocket veto*）及び閉会中任命（*recess appointment*）がある。握りつぶし拒否権とは、法案が両院を通過した後に閉会となった場合に大統領が署名せず、成立させない権限をい（憲法第1条第7節第2項）、議会は対抗手段を有しない。握りつぶし拒否権を行使することのできる閉会・休会の種類については争いがあり¹⁸、最高裁判所の判断が待たれている¹⁹。閉会中任命とは、上院の閉会中に公務員に欠員が生じた場合に、大統領が欠員を補充することができる権限をいう（憲法第2条第2節第3項）。これまで、会期中の休会期間及び会期と会期の間の閉会期間の両方にこの規定に基づく任命が行われたが、どのような場合にこの規定に基づく任命ができるかが問題となっている²⁰。

事実がないと申し立てると21日ごとに議会の議決を要し、政府が混乱する可能性がある等の問題が指摘されている（*op.cit.*(10), p.471.）。

¹⁶ *Hind's Precedents of the House of Representatives of the United States*, Vol.5, Washington, D.C.: GPO, 1907, § 6727.

¹⁷ Richard S. Beth and Jessica Tollestrup, “Sessions, Adjournments, and Recesses of Congress,” *CRS Report for Congress*, R42977, 2013.2.27, p.15.

¹⁸ “adjournment”は、①両院一致決議で定めた休会期間中、②会期終了後の閉会期間中、③議会期終了後のいずれにも用いられる語であり、憲法第1条第7節第2項中の“adjournment”の意義については明確になっていない（Louis Fisher, “The Pocket Veto: Its Current Status,” *CRS Report for Congress*, RL30909, 2001.3.30, pp.21-22.）。①及び②については、下級裁判所の司法判断により握りつぶし拒否権の行使は認められていない（*Kennedy v. Sampson*, 167 U.S. App. D.C. 192 (1974)；*Barnes v. Kline* 245 U.S. App. D.C. 1 (1985).）。③については、最高裁判所が下級裁判所に差し戻し、判断をしていない（*Burke v. Barnes* - 479 U.S. 361 (1987).）。

¹⁹ “Pocket veto controversy,” *op.cit.*(10), p.803.

²⁰ David H. Carpenter, “President Obama’s January 4, 2012, Recess Appointments: Legal Issues,” *CRS Report for Congress*, R42323, 2012.1.23, pp.4-6；*Noel Canning v. NLRB*, 705 F.3d 490 (2013).

II イギリス

1 議会期

イギリス議会は、終身貴族と一代貴族から成る上院、直接選挙により選出される下院、さらに厳密には国王の3者から構成される²¹。議会期（Parliament）は下院の新議会の召集から解散までとされ、5年を超えない（1911年議会議法第7条）。新議会の召集は国王の大権であるが、大権は形式上は枢密院の助言、実質上は首相の助言に基づき行使されている²²。なお、下院議員の総選挙は、2011年議会期固定法²³により、5年ごとの5月の第1木曜日に固定され²⁴（同法第1条）、①下院が政府不信任動議を可決した場合において、その後14日以内に何らかの政府信任動議を可決しないとき、又は②下院が定数の3分の2以上の多数で早期選挙の動議を可決した場合に限り、早期選挙を実施することとなった（同法第2条）。任期満了による選挙であっても、早期選挙の場合であっても、首相の助言に基づいて国王が指定する選挙期日の17平日前に議会が解散され、大法官等が選挙令状を発行し、国王が新議会の召集日を決定する（同法第3条）。議会期には1801年の連合王国成立以後連番が付され、現在は2010年5月に開始した第55議会期である。

2 会期

議会期は複数の会期（session）に区分される。毎年5月頃に議会が召集され、その会期は翌年の同じ頃まで継続する²⁵。閉会の期間は1週間程度しかないので、実態は通年会期に近い。1議会期中の会期には連番が付され、現在は第55議会期第3会期であるが、西暦年号を付した2013-2014年会期と呼ばれることの方が多い。

各会期は、開会式により開始し、開会式では、今後の立法計画の概要を述べる国王の演説が行われる²⁶。

閉会（prorogation）に当たっては、国王が閉会の宣言を行う。閉会の期間は閉会の際に指定した日までであるが、国王の詔書によって、集会の日を繰り上げ（1797年議会集合法、1870年議会集合法及び1943年議会（選挙及び集会）法）、又は詔書発布より14日後の日に延期することができる（1867年議会閉合法）。

²¹ Malcolm Jack et al., eds., *Erskine May's Parliamentary Practice*, 24th ed., London: LexisNexis, 2011, pp.2-8.

²² *ibid.*, p.144. なお、国王大権は、憲法慣習により、議会の信任を得た大臣の助言によって行使されることとなっている（*ibid.*, pp.2-3.）。

²³ 同法の制定の背景には、首相が自党に有利な時期に解散権を行使することにより、野党が一方的に不利な立場に置かれることが問題視されたことが挙げられている。同法制定の経緯及び内容の詳細については、河島太朗「イギリスの2011年議会任期固定法」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.4-34を参照。

²⁴ ただし、首相は、命令で、選挙期日をその後2か月の範囲内で変更することができる。

²⁵ 2011年議会期固定法の成立前は、毎年11月頃であった（Jack et al., eds., *op.cit.*(21), pp.143, 328.）。17世紀には、議会の召集は不定期であったが、1694年議会集合法により、3年に1度以上開かれることとされた。その後、予算法案や常備軍に対する議会の承認のため、毎年召集する慣習となった（Robert Blackburn, *The Meeting of Parliament*, Aldershot: Dartmouth, 1990, pp.2-6.）。

²⁶ Cabinet Office, *The Cabinet Manual*, 1st ed., 2011.10, p.41.

3 休会

会期中、各議院は独自に活動を休止することができる²⁷。下院では、休会（recess）の決定は、与党院内総務が提出する休会日と再開日を定める動議を3時間以内の審議で可決することにより行う²⁸。通常は、1会期中、①聖霊降臨祭（5月下旬又は6月初旬）、②夏季休暇（7月下旬～9月中旬）、③秋季の党大会時、④クリスマス（2～4週間）、⑤学期間休暇（2月の1～2週間程度）、及び⑥復活祭の6回の休会がある²⁹。⑤学期間休暇は、学校の長期休暇に合わせて議員が家族と過ごすことができるように1999年に初めて導入された。③秋季の休会は、2002-03年会期から、従来の秋季休暇を見直し、秋季の各党の党大会の時期に導入された³⁰。また、従来は休会の数週間前になるまで休会日が不明であったが、2002-03年会期から、下院与党院内総務が、会期の冒頭に年間の開会日程を発表することになった³¹。

議会在5日以上休会又は閉会している場合において、緊急事態³²が生じ、2004年民間緊急事態法第20条に基づき国王又は大臣により緊急事態規則が制定された場合には、国王は開会の詔書発布から5日以内に開会するよう命じることができる（同法第28条）。

議会在14日以上休会している場合において、必要が生じたときは、国王は議会に対して開会の詔書発布から6日以内に開会するよう命じることができる（1799年議会集會法）。両院の議長は、それぞれ、大臣からの申出に基づき公益上必要と認められる場合には、休会中の開会を行う権限が与えられている（上院規則第17条、下院規則第13条）³³。

なお、政府の政策及び活動等に関する調査を行う下院特別委員会は、休会中であっても審議を行う権限を有するが、閉会中に審議を行うことはできない³⁴。

4 議案の継続

会期末において審議未了の法案は原則として閉会と同時に廃案となる。ただし、①私法案（特定の個人又は団体のみ権利又は利益を付与する法案。個別法案ともいう。）及び混合法案（私法案と公法案（私法案以外の一般的適用性のある法案。一般法案ともいう。）の性質を併せ持つ法案）で³⁵、②下院における弾劾³⁶、③制定法に基づく法

²⁷ Jack et al., eds., *op.cit.*(21), p.144.

²⁸ House of Commons Information Office, “Sittings of the House,” *Factsheet P4 Procedure Series*, Revised June 2010, p.8.

²⁹ Jack et al., eds., *op.cit.*(21), pp.327-328.

³⁰ House of Commons Information Office, *op.cit.*(28), p.8.

³¹ *ibid.*

³² 緊急事態とは、①人間福祉及び環境に深刻な被害を及ぼし又は及ぼす可能性のある状況、②イギリスの安全保障を深刻に脅かす戦争又はテロリズムと定義されている（2004年民間緊急事態法第1条、第19条）。この法律の詳細については、岡久慶「緊急事態に備えた国家権限の強化—英国2004年民間緊急事態法」『外国の立法』No.223, 2005.2, pp.1-37を参照。

³³ 1948年に下院規則に規定されて以降、下院においては現在までに26回の休会中に議会在開会された。最近では、2013年4月10日（マーガレット・サッチャー（Margaret Thatcher）元首相の死去）に開会されている（Richard Kelly, “Recall of Parliament,” *House of Commons Library Standard Note*, SN/PC/01186, 2013.7.18, pp.3-5.）。

³⁴ Jack et al., eds., *op.cit.*(21), p.814.

³⁵ 会期末に審議中断動議（suspension motion）によって、次会期に同内容の法案が再提出される場合には現会期で審議を経た段階を省略して審議を開始する旨を決議するか、次会期において復活動議（revival

的文書（委任立法）及び④政府提出の公法案で特に継続を要するものは、会期を越えて継続することができる。

従来、④の公法案については、審議未了の議案は閉会により全て廃案とされており³⁷、我が国と同様、会期末には争点となる法案の成否をめぐって与野党の駆け引きが行われていた。1998年、下院現代化特別委員会により、公法案の継続審議手続の導入に関する提言が行われた³⁸。下院では2002年に臨時規則を策定し、2003年にはこれに基づいて2法案の継続審議手続が行われた。その後、両院において、正式に継続審議手続が導入された。下院規則には、法案を提出した大臣はその審議手続が会期末までに終わらない場合には次の会期に当該法案の審議を再開することとする「継続動議」を提出することができ、当該動議の可決により継続審議が決まった法案は第一読会の日から1年の経過により廃案になることが規定された（下院規則第80A条）。上院においては、特別の動議によって継続審議に付するが、次の会期で成立しなかった場合には廃案となる³⁹。これまで下院で継続審議となった法案の数は、1会期当たり2～4件である⁴⁰。

III ドイツ

1 議会期

ドイツの立法機関には、国民から直接選挙される連邦議会と州政府の代表から構成される連邦参議院がある。両者は、完全に独立した機関であり、1つの議会を構成する「議院」ではないが、国際比較の観点からは、ドイツは二院制と分類されることが多いので、以下、連邦議会を下院、連邦参議院を上院とする。

下院において議会期に相当するのは、総選挙後の最初の集会日から次の総選挙後の

motion) によって同内容を決議することで実質的に継続審議を行う (House of Commons Information Office, “Private Bills,” *Factsheet L4 Legislation Series*, 2010.8, p.6; House of Commons Information Office, “Hybrid Bills,” *Factsheet L5 Legislative Series*, 2010.8, p.4.)。

³⁶ 通常の裁判を行い得ない犯罪・非行に対するもので、1806年を最後に現在では行われていない。2004年にトニー・ブレア (Tony Blair) 首相に対する弾劾の動きはあったものの、行われなかった (Oonagh Gay and Nerys Davies, “Impeachment,” *House of Commons Library Standard Note*, SN/PC/02666, 2011.11.16, pp.1, 4-6.)。

³⁷ Lord Mackay of Clashfern (editor-in-chief), *Halsbury’s Laws of England*, 5th ed., Vol.78, London: LexisNexis, 2010, para.1020; Jack et al., eds., *op.cit.*(21), p.145.

³⁸ Select Committee on the Modernisation of the House of Commons, *Carry-over of public bills*, HC543(1997-98), 1998.3.2. 公法案の継続審議を導入する利点として、①会期の終わりに新たな法案を下院に提出することができ、議会の業務量を時期的に分散し、時間の有効活用ができる、②次会期で手続をやり直すことによる時間の無駄を避けることができる等が指摘されている (HC Deb, 26 October 2004, c1325.)。法案の継続審議については、1850年頃には既に議論がされていたようである (*Report from the joint committee on suspension of bills*, 105 (Session 1928-1929) 1929.4.30, p.20.)。その後、個別の法案について継続審議の手続がとられることはあったが、公法案一般に継続審議の手続をとることについては議論が進んでいなかった (Jack et al., eds., *op.cit.*(21), p.640.)。

³⁹ House of Lords, *Companion to the Standing Orders and Guide to the Proceedings of the House of Lords*, 2010, pp.122-123.

⁴⁰ 継続審議の動議については、全会一致で可決された例もあるが、政党及び選挙法案 (2007-08年会期提出) のように賛否が大きく分かれた (賛成 285 票、反対 216 票) ものものもある。継続審議となった法案でこれまでに廃案となった例はないようである (Richard Kelly, “Modernisation: Carry-over of public bills,” *House of Commons Library Standard Note*, SN/PC/03236, 2013.5.7, pp.13-14.)。歳入決議に基づく法案についても継続審議の対象とすることができる (下院規則第80B条)。

下院の最初の集会日までの期間である選挙期 (Wahlperiode) である (基本法第 39 条第 1 項)⁴¹。下院は 4 年の任期について選挙するものとされ、新たな選挙は、解散⁴²がなければ、選挙期の開始から 46 か月後に当たる月から 48 か月後に当たる月⁴³の間に行われる。選挙期は、新たな下院の集会をもって終了する⁴⁴。新たな下院は遅くとも総選挙後 30 日目までに集会するものとされているので (同条第 2 項)、選挙期は最長で 49 か月ということになる。ただし、防衛上の緊急事態⁴⁵中に選挙期が終了する場合には、防衛上の緊急事態の終了後 6 か月まで選挙期が延長される (基本法第 115h 条第 1 項)。選挙期には、1949 年のドイツ連邦共和国成立以後連番が付され、現在は 2009 年から開始した第 17 選挙期である。

選挙後 1 年目においては下院の立法活動が鈍く、選挙前の 1 年は選挙を意識した活動に比重が置かれることから、選挙期 4 年間のうち 2 年日以降の 2 年間から 2 年半程度の間生産的な立法活動が行われるという。そこで、下院の立法作業能力を拡大するために、この選挙期を 5 年に延長することがしばしば提案されている⁴⁶。

上院は、州政府の代表から構成され、各州の政権交代等により随時構成員が変化するため、選挙期の制度は存在しない。

2 会期

下院においては、会期制度は採られていない⁴⁷。会議の終了及び再開については下院が定める。実際には、毎年夏季休暇の前に、長老評議会⁴⁸で、翌年の会議を開く週について合意され、通常、年に 22 週から 24 週程度開かれることになる⁴⁹。ただし、議

⁴¹ 被選挙期間とも訳される。類似の概念として立法期 (Legislaturperiode) があるが、基本法上の概念ではなく、議会の立法以外の機能を考慮していない点で選挙期よりも狭い (Horst Dreier, Hrg., *Grundgesetz Kommentar*, Band II, 2. Auflage, Tübingen: Mohr Siebeck, 2006, S.1030-1031.)。

⁴² 下院の解散は、自己の信任を表明すべきことを求める首相の動議が否決されたとき (基本法第 68 条)、及び首相が選出されないとき (基本法第 63 条) に限定されている。

⁴³ 1998 年の基本法改正により、なるべく多くの有権者の投票を図るべく投票日が夏休みに入らないようにするため、45 か月後に当たる月から 47 か月後に当たる月の間とされていたのが、現行の規定に改められた (Dreier, *op.cit.*(41), S.1028-1029.)。

⁴⁴ 1976 年の基本法改正以前の規定では、選挙期は解散がない限り下院の最初の集会から 4 年間であると規定されており、選挙期の更新の際に議会の空白期間を生じていた。改正は、新しい下院の集会をもって旧下院の選挙期を終了させることにより、議会が存在しない期間をなくし、国民主権原理を実現する意味があるとされる (*ibid.*, S.1032.)。

⁴⁵ 防衛上の緊急事態とは、連邦領域が武力によって攻撃され、又はこのような攻撃が直前に差し迫っていることをいう。防衛上の緊急事態の確定は、上院の同意を得て下院が行う (基本法第 115a 条第 1 項)。

⁴⁶ 山口 (藤田) 和人「ドイツの議会改革」『レファレンス』591 号, 2000.4, pp.54-55; 山口和人「海外法律情報 ドイツ 連邦議会の任期延長の動き」『ジュリスト』1308 号, 2006.3.15, p.173. 現在の議長も選挙期の延長を主張している (“Deutschland Bundestagspräsident schlägt fünfjährige Wahlperiode vor,” *Die Welt*, 2010.2.15; “Abendblatt-Interview - Lammert: Politiker sind keine Entertainer,” *Hamburger Abendblatt Online*, 2012.3.27.)。

⁴⁷ なお、ワイマール共和国時代では、共和国議会の選挙期は会期 (Tagungsperiode) に区分されていた (Hans-Peter Schneider und Wolfgang Zeh, *Parlamentsrechts und Parlamentarische Praxis in der Bundesrepublik Deutschland*, Berlin: Walter de Gruyter, 1989, S.471.)。しかし、ワイマール憲法では、会期の終了と次の会期の開始の日を議会自らが決定できることを定めてはいるものの、選挙期を会期に区分することを義務付けてはいなかったため、ワイマール憲法下では 1920 年の第 1 回集会以来、会期の終了が法的には 1 度も行われなかった。したがって、ワイマール憲法下で既に実質的には会期制度はなく、議会は常設議会化していたと言える (鈴木ほか 前掲注(5), pp.16, 18.)。

⁴⁸ 長老評議会は、議長、副議長及び各会派の 23 人の議員から構成され、議事日程の調整、院内管理などを所管する。

⁴⁹ 下院事務局の Claudia Rathjen 氏の 2013 年 5 月 30 日付の回答による。

議長は、再開の日より前に下院を召集することができ、総議員の 3 分の 1、大統領又は首相が要求する場合には、下院を召集する義務を負う（基本法第 39 条第 3 項）。この議長が早期に召集する会議を特別会議（*Sondersitzung*）という。

上院においては、毎年 11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日までの期間が職務年（*Geschäftsjahr*）として定められている（上院議事規則第 3 条）。しかし、この職務年は、議長等の任期等に関するもので、立法等に影響を及ぼさない⁵⁰。上院は、議長が召集する。実際には、常任理事会⁵¹で、年間の会議日程が合意され、通常、年に 13 日程度本会議が開かれることになる⁵²。委員会は、本会議の開会日の 2 週間前の週に開かれる⁵³。ただし、議長は 1 つの州又は連邦政府が要求する場合には、遅滞なく上院を召集しなければならない（基本法第 52 条第 2 項、上院議事規則第 15 条第 1 項）⁵⁴。この議長が早期に召集する会議を特別会議という。

3 休会

下院では、通常、2 週間会議を開くごとに会議を開かない週を 1 週又は 2 週挟むのに加えて、夏季休暇の期間や様々な祝祭日の期間も会議を行わない例である⁵⁵。したがって特別な休会の手続は存在しない。

上院でも特別な休会の手続は存在しない。

4 議案の継続

下院においては、前述のとおり会期制度が採られていないので、会期不継続の原則も存在しないが、選挙期の間での議案の不継続（*Diskontinuität*）⁵⁶原則がある。選挙期の終了時に、請願及び議決を要しない議案を除く全ての議案は廃案となる（下院議事規則第 125 条）。

上院は常設機関であるため、不継続原則は適用されないが、下院が不継続原則を採

⁵⁰ Konrad Reuter, *Praxishandbuch Bundesrat: Verfassungsrechtliche Grundlagen, Kommentar zur Geschäftsordnung, Praxis des Bundesrates*, 2 neu Bearbeitete Auflage, Heidelberg: C. F. Müller Verlag, 2007, S.298-299.

⁵¹ 常任理事会は、各州の全権代表により構成され、本会議の準備、院内管理等について議長及び議長会（議長及び副議長で構成され、議院予算の作成その他運営管理を所管する。）を補佐する。

⁵² 上院事務局の Ulrich Gels 氏の 2013 年 5 月 30 日付の回答による。

⁵³ Reuter, *op.cit.*(50), S.376.

⁵⁴ 基本法第 52 条第 2 項には少なくとも 2 つの州の代表者又は連邦政府の要求がある場合の議長の召集義務が規定されているが、上院議事規則第 15 条第 1 項には、少数派の権利保障を強化する趣旨で、1 つの州又は連邦政府の要求がある場合には議長は上院を召集しなければならないと規定されている（Reuter, *op.cit.*(50), S.380-381.）。

⁵⁵ Susanne Linn und Frank Sobolewski, *So arbeitet der Deutsche Bundestag*, 25 Auflage, Rheinbreitbach: NDV, 2012, S.22.

⁵⁶ ドイツにおいては、不継続原則は、人事上（personell）、組織上（institutionell）及び案件上（sachlich）に分けて考えられているが、本稿では案件上の不継続原則のみを扱う。Dreier, *op.cit.*(41), S.1034-1036. なお、ドイツにおける不継続原則の沿革については、以下を参照。鈴木ほか 前掲注(5), p.16; 村上英明「会期不継続の原則」『九大法学』40 号, 1980, pp.73-115; 布田勉「会期不継続の原則—プロイセンにおけるその沿革」菅野喜八郎・藤田宙靖編『憲法と行政法』良書普及会, 1987, pp.463-518; Jürgen Jekewitz, “Der Grundsatz der Diskontinuität in der parlamentarischen Demokratie: Zugleich eine Untersuchung auf rechtshistorischer und rechtsvergleichender Grundlage,” Gerhard Leibholz, Hrg., *Jahrbuch des Öffentlichen Rechts der Gegenwart*, Neue Folge/Band 27, Tübingen: J. C. B. Mohr, 1978, S.74-166.

用していることにより間接的影響を受ける⁵⁷。①下院に提出された法案で下院の審議中に選挙期末を迎えたもの、②政府提出法案で上院の態度表明を受けた後、政府の見解を伴って下院に提出されることなく選挙期末を迎えたもの、及び③上院提出法案で政府の見解を伴って下院に提出されずに選挙期末を迎えたものについては、廃案となり、④下院で可決され、上院に送付された法案で審議中に選挙期末を迎えたものについては、上院が同意の拒否、異議申立て又は両院協議会の招集要求を行う場合には廃案となり、これらを行わない場合にはそのまま成立することになる。

IV フランス

1 議会期

フランス議会は、任期6年で3年ごとに半数が改選される上院と任期5年の下院から構成される。議会期に相当するのは、下院議員の任期である立法期 (*législature*) である。上院には立法期は存在しない。「下院の権限」は、その選挙に続く5年目に当たる年の6月の第3火曜日⁵⁸に失効すると規定され (選挙法典 LO 第121条)、総選挙は、任期満了前60日以内の期間に行われる (同法典 LO 第122条)。大統領は下院を解散することができるが、その場合には、総選挙は解散後20日以上40日以内の期間に行われる。立法期には1958年の第5共和制の発足以来連番が付されており、現在は2012年から開始した第14立法期である。

他方、上院議員の任期は6年であり (同法典 LO 第275条)⁵⁹、半数ずつの議員が3年ごとに改選される (同法典 LO 第276条)。上院議員の任期は、選挙後の最初の常会の開会から開始され、同時に前議員の任期が終了する (同法典 LO 第277条)。改選は、任期満了前60日以内の期間に行われる (同法典 LO 第278条)。

2 会期

現行の第5共和制憲法では、1958年の制定当初、政権の安定を図る目的で、議会の権限を大幅に制約する「合理化された議会制 (*parlementarisme rationalisé*)」の原則が採られ⁶⁰、会期 (*session*) も厳しく制限されていた。会期は、本会議を開催することができる期間と解され⁶¹、両院共通であり、次の種類の会期が存在する。

(1) 常会

常会 (*session ordinaire*) は、特別の手続を要さず、毎年10月の最初の平日に開始

⁵⁷ Reuter, *op.cit.*(50), S.117-126.

⁵⁸ 2001年5月15日の組織法律第2001-419号により、下院の権限終了時が5年目に当たる年の4月の第1火曜日から6月の第3火曜日に改められた。2002年には大統領選挙と下院総選挙が行われる予定であり、法改正前の規定では、大統領選挙の前に下院総選挙が実施されることとなっていたが、憲法の趣旨からは大統領選挙の後に下院議員総選挙が実施されるべきであるという理由で法改正がなされた。

⁵⁹ 2003年7月30日の組織法律第2003-696号により、上院議員の任期が9年から6年に短縮され、3分の1ずつの改選が半数改選に改められた。門彬「フランス上院 (元老院) 改革2法が成立」『外国の立法』No.218, 2003.11, pp.1-14.

⁶⁰ 「合理化された議会制」については、勝山教子「<研究ノート> フランス第五共和制における“合理化された議院制”の構造とその改革 (一)」『同志社法学』40巻6号, 1989.3, pp.116-176を参照。

⁶¹ Pierre Avril et Jean Gicquel, *Droit parlementaire*, 4^e édition, Paris : Montchrestien, 2010, p.117. したがって、閉会中にも委員会その他の議院の内部機関の会議は開くことができる。

し、翌年の6月の最後の平日に終了する（憲法第28条第1項）⁶²。立法が過度に増加することを防ぐために、各議院が常会中に本会議を開会できる日数が120日までに制限されている（同条第2項）。ただし、首相は、関係議院議長との協議を経た後に補充会議の開催を決定することができ、各議院もその過半数の議員の要求に基づき、補充会議の開催を決定することができる（同条第3項）⁶³。なお、下院において政府不信任動議が提出された場合には、48時間後まで表決を行うことができないので（憲法第49条）、当然に常会、臨時会及び補充会議の期間は延長される（憲法第51条）⁶⁴。また、常会中に下院議員の総選挙が行われ、立法期が改まった場合にも、会期は立法期をまたいで継続する。

（2）臨時会

臨時会（*session extraordinaire*）は、首相又は下院議員の過半数の要求に基づき、特定の議事日程について開会される。臨時会が下院議員の要求による場合には、召集理由とされた議事日程の終了後直ちに、かつ、開会から起算して遅くとも12日以内に閉会のデクレ⁶⁵が発せられる。首相のみが閉会のデクレ後1か月の期間の満了前に新たな臨時会の開会を要求できる（憲法第29条）。臨時会の開会及び閉会は大統領のデクレによる（憲法第30条）。過去、下院議員の要求により開会された例は1979年3月14日から16日までの1回だけである。慣習上、開会の決定は大統領の裁量とされ、大統領は首相又は下院議員の過半数の要求に応じる必要はなく、実際に開会要求を大統領が拒否した例もある⁶⁶。最も長い会期の臨時会は、1984年7月2日から9月12日まで開会された⁶⁷。

（3）当然会

その他、憲法上議院が当然に開会する当然会（*session de plein droit*）がある。

⁶² 第5共和制発足当初は、常会の第1会期が10月の第1火曜日から12月の第3金曜日まで、第2会期が4月の最終火曜日から3か月を超えない期間の2会期制を採っていたが、1963年12月30日の憲法改正により、第1会期が10月2日から80日間以内、第2会期が4月2日から90日間以内に改められた（Avril et Gicquel, *op.cit.*(61), pp.117-118.）。その後、長期の臨時会や深夜に及ぶ本会議開催が常態化するなどの弊害が目立つようになり、①政府活動及び欧州連合の諸機関の活動の監視をより継続的に行えるようにし、②議会の集会のリズムを立法活動の要請に適合するようにするため、1995年8月4日の憲法改正により、常会を10月の最初の平日から翌年の6月の最後の平日までとする現行の仕組みに改められた（“Fiche n° 25 : Le régime des sessions et des séances, Septembre 2012.” <http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/fiches_synthese/septembre2012/fiche_25.asp> なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2013年7月25日である。）。改革の評価としては、特に行政監視を強化した点でプラスの面が大きいとされている（Gérard Conac et al., eds., *La Constitution de la République française: Analyses et commentaires*, 3^e édition, Paris: Economica, 2009, pp.822-824.）。なお、この改革について邦文で紹介した文献として、辻本頼昭「フランスの議会改革」『議会政治研究』No.36, 1995.12, pp.34-39；福岡英明『現代フランス議会制の研究』信山社出版, 2001, pp.13-14がある。

⁶³ 2009年6月、この規定が初めて適用され、首相の決定により下院の補充会議が開催され、上院も同時に自らの決定により補充会議を開催した（Avril et Gicquel, *op.cit.*(61), p.119.）。その後2010年に首相の決定により上院の補充会議が開催され、2011年に上院議員の要求に基づき補充会議が開催された（“Le régime des sessions et des séances.” <<http://www.senat.fr/role/fiche/sessions.html>>）。

⁶⁴ これまで、1962年7月23日と1979年12月22日の2回、下院における不信任動議提出に伴い常会が延長された（Avril et Gicquel, *op.cit.*(61), p.119.）。

⁶⁵ デクレとは、大統領又は首相によって署名された一般的効力又は個別的効力を有する執行的決定である。一般的効力を有するものは、我が国の政令に相当する。（山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, pp.144-145；中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典（第3版）』三省堂, 2012, p.140.）

⁶⁶ 議員の要求については1960年3月18日にシャルル・ド・ゴール（Charles de Gaulle）大統領が拒否し、首相の要求については1987年12月16日にフランソワ・ミッテラン（François Mitterrand）大統領が拒否した例がある（Avril et Gicquel, *op.cit.*(61), pp.120-121.）。

⁶⁷ *ibid.*, p.122.

下院は、その解散に続く総選挙の後 2 度目の木曜日に当然に開会するが、この開会が常会の期間以外に行われる場合には、この会期は 15 日とする（憲法第 12 条第 3 項）。この場合においては、上院も同時に開会する。過去には、1968 年 7 月、1981 年 7 月の 2 例がある。なお、最初の会議が常会の最終日から遡って 15 日以内に行われる場合には、15 日の期間を確保するために必要に応じ常会が延長される⁶⁸。

また、大統領が非常事態宣言を行った場合には、議会は当然に開会する（憲法第 16 条第 4 項）。この規定が適用された唯一の例は、1961 年のアルジェリア危機の時である⁶⁹。

さらに、大統領教書の両院への伝達が閉会中に行われる場合には、議会は特別に開会される（憲法第 18 条第 3 項）。現在までこの規定に基づき開会された例はない。

3 休会

休会に相当するのは、活動の中断（*suspension des travaux*）である。各議院は、会議を開く週を定めることができる（憲法第 28 条、下院規則第 50 条、上院規則第 32 条の 2）。両院とも、会期の初めに、議事協議会⁷⁰で会議を開く週及び活動の中断について協議し、本会議で正式に決定する。概ね毎年、クリスマスから新年にかけての 3 週間、2 月の 1 週間、復活祭の期間の 2 週間は活動を中断する例となっている⁷¹。これに加えて、大統領選挙等の各種選挙の際にも適宜活動が中断される。

4 議案の継続

下院においては、審議未了の議案は会期を越えて継続するが、立法期の終了とともに全て廃案となる。

上院においては、立法期がなく、議案は原則としていつまでも継続する。ただし、上院議員提出の法案又は決議案で審議未了のものは、提出後 3 回目の常会が開始すると同時に廃案となる（上院規則第 28 条第 2 項）⁷²。例えば、2012-13 年会期中に提出されたこれらの議案で審議未了のものは、2015-16 年会期が開始される日に廃案となる。なお、常会の会期中以外に提出された法案又は決議案は、次の常会の最初の日に提出されたものとみなされる。審議未了の請願については、次の常会の開始と同時に廃案となる。常会の会期中以外に提出された請願は、次の常会の最初の日に提出され

⁶⁸ 1962 年 12 月と 1988 年 6 月の例がある（*ibid.*, p.123.）。

⁶⁹ 会期は、4 月 25 日から 7 月 22 日まで及び 9 月 12 日から 9 月 13 日までであったが、実際に会議が開かれたのは各議院 2 日ずつであった（“Sessions de l'Assemblée nationale sous la V^e République.”

<<http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/sessions.asp>>; “Direction de la séance, Les Cinquante-Quatre Ans du Sénat de la Cinquième République Juin 1959 – Septembre 2012.”

<http://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/54_ans.rtf>）。

⁷⁰ 議事協議会は、議長、副議長、常任委員長、欧州問題委員長、会派長、そして下院では予算・一般経済・財政統制委員会総括報告者、上院では予算委員会総括報告者、社会問題委員会総括報告者、関係特別委員会委員長から構成され、議事日程の協議等を行う。

⁷¹ “Le régime des sessions et des séances.” <<http://www.senat.fr/role/fiche/sessions.html>>

⁷² “L'application des règles de la caducité des propositions et projets de loi au Sénat.” <<http://www.senat.fr/role/caducite.html>>; なお、上院事務局の Stéphanie Garnier 氏の 2013 年 2 月 13 日付の回答によれば、この会期不継続の規定の原型は、第 4 共和制下の 1949 年、当時の上院であった共和国評議会（Conseil de la République）が常設議院（*assemblée permanente*）となり、半数改選制が採られるようになったのに伴って、議案が処理不可能なほどに増えないようにするために導入されたもので、第 5 共和制に移行後も上院規則にそのまま組み入れられた。

たものとみなされる（上院規則第 88 条第 4 項）。

おわりに

以上、欧米主要国の会期制度について概観してきた。会期制度には、大別して議会の集会の回数や期間を①君主や行政府が決定するタイプのものと、②議会が自律的に決定するタイプのものと、③両者の中間のタイプがあると言われる⁷³。4 か国では、イギリスが①、ドイツが②、アメリカとフランスが③に相当すると言えよう。

4 か国いずれも、下院の総選挙から総選挙までの期間である議会期、選挙期ないし立法期という単位があり、当該期間の間は、少なくとも下院においては議案が継続される点が注目される。我が国と同様に会期不継続の原則が存在するイギリスにおいても、近年原則が緩和されるに至った。

我が国の国会の会期制度について見直しを行う際には、現在焦点となっている会期不継続の原則のあり方にとどまらず、本稿で紹介した国の議会で採用されている議会期制や、国会あるいは各議院の自律的会議開催の仕組みの導入も論点になり得ると考えられる。

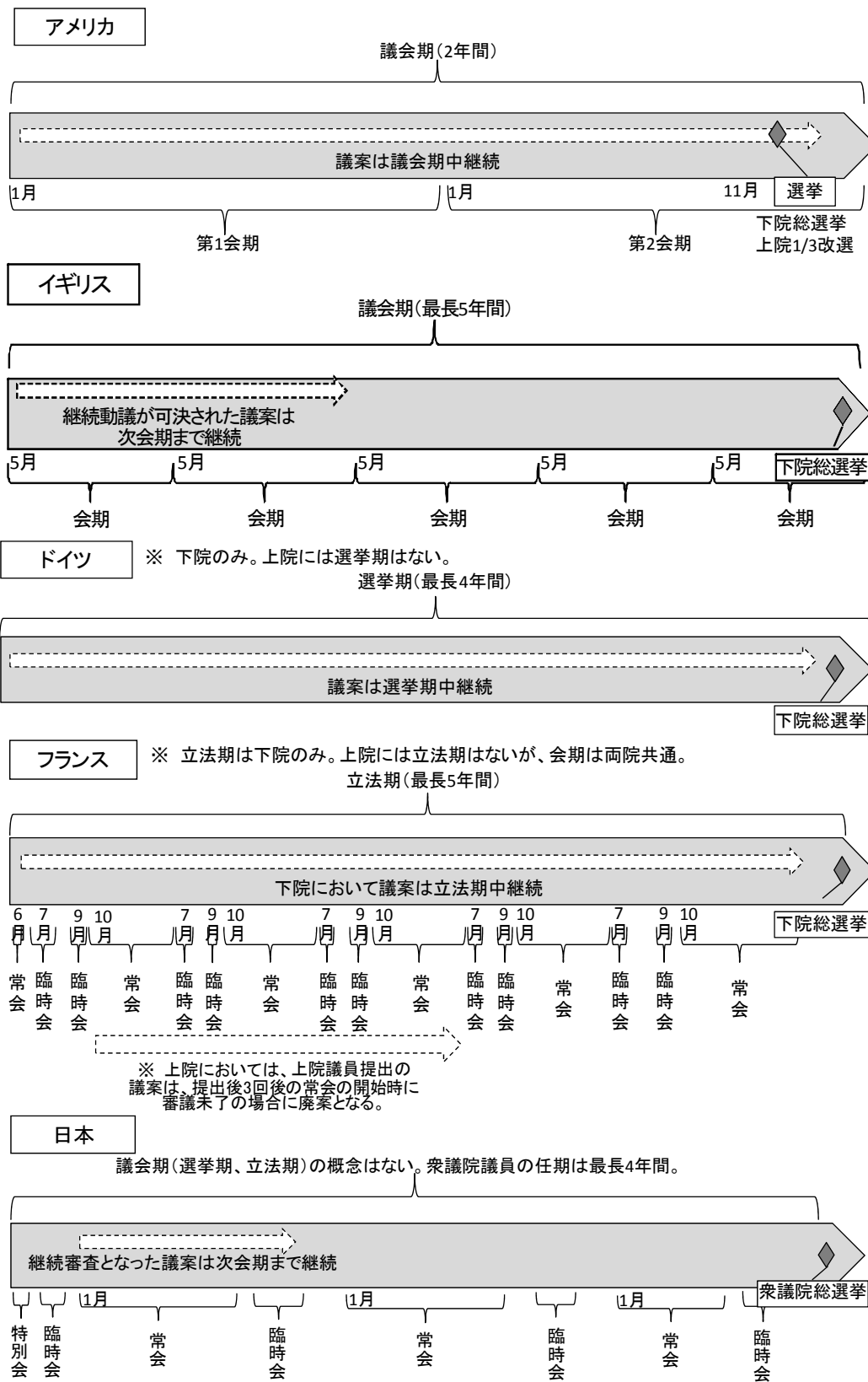
⁷³ 岡田信弘「会期制研究序説（一）」『北大法学論集』40 卷 5・6 号・上, 1990.8, pp.1717-1726; Inter-Parliamentary Union, *Parliaments of the World: A Comparative Reference Compendium*, Volume I, 2nd ed., Aldershot, Hants: Gower, 1986, pp.269-275.

別表 欧米主要国議会の会期制度

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
議会期	なし (衆議院議員の任期は解散がなければ4年、参議院議員の任期は6年)	2年 下院議員の任期(2年)を1議会期とする。	最長5年 下院議員の任期(解散がなければ5年)を1議会期とする。	最長4年 下院議員の任期(解散がなければ4年)を1選挙期とする。 上院は各州政府の代表により構成される常設機関であり、選挙期はない。	最長5年 下院議員の任期(解散がなければ5年)を1立法期とする。上院には立法期はない。
会期 ①常会・臨時会等の別 ②期間 ③召集手続	① 会期には常会、臨時会及び特別会がある。 ② 常会は毎年1月中に召集される(会期は150日間)。会期の延長は、両院一致の議決により、常会は1回まで、臨時会及び特別会は2回まで行うことができる(衆議院の優越あり)。 ③ 召集はいずれも内閣の助言と承認に基づき天皇が行う。臨時会は、内閣が召集を決定する。いずれかの議院の議員の4分の1以上の要求のあったときは内閣は臨時会の召集を決定しなければならない。特別会は衆議院解散後の総選挙後に召集される。	① 各議会期は、西暦奇数年の第1会期と偶数年の第2会期に分かれる。 ② 毎年1月3日に憲法の規定に基づき当然に開会する。閉会期日は、1970年立法府改革法により7月31日以前とされているが、実際には両院の一致決議により、通常、11月又は12月に閉会する。 ③ 召集行為を要しない。閉会中、必要があるときは、大統領は臨時会を召集することができる。1948年以降、臨時会が召集された例はない。	① 常会、臨時会の区別はない。 ② 2011年議会期固定法の成立を機に、毎年5月頃に議会が召集され、会期は翌年の同じ頃まで継続することとなった(かつては、総選挙の年を除き、毎年10月下旬から11月下旬までに議会が召集され、解散が行われる場合を除いて、会期は翌年の同じ頃まで継続していた)。閉会の期間は1週間程度しかないので、実態は通年会期に近い。会期中、夏期休会があるのを始め、クリスマス、復活祭、聖霊降臨祭等の前後も休会となる例である。 ③ 召集及び閉会は国王の大権事項だが、実際には首相の助言に基づいて行使され、期日の決定に当たっては与野党間で話し合いが行われている。	① 下院では、会期制度を採らない。上院では、議長の任期等に関する職務年がある。 ② 下院では、年間22週～24週程度会議が開かれ、夏季休暇等は休みとなる。上院では、職務年は、11月1日から翌年の10月31日まで。年間に13日程度しか会議が開催されない。 ③ 両院ともに予め合意された日程に従って会議を開く場合には特別の召集行為を必要としないが、下院では下院議員の3分の1以上、大統領又は首相の要求に基づき、上院では1つ以上の州又は連邦政府の要求に基づき、会議が召集されることがある。	① 常会、臨時会、当然会の区別がある。 ② 立法期中、年1回常会が開会される。常会は10月の最初の平日に始まり、翌年6月の最後の平日に終了する。各議院は常会中に120日を超えて会議を開いてはならない。議員要求の臨時会は最長12日間である。 ③ 常会・当然会の開会には大統領の召集行為を必要とせず、当然に開会する。首相は関係議院の議長への諮問を経た後に、又は、各議院の過半数の議員は、補充会議の開催を決定することができる。臨時会は、首相又は下院議員の過半数の要求に基づき、大統領により召集される。大統領が非常事態を宣言した場合等に議会は当然に集會する。
会期不継続の原則	あり ただし、委員会及び調査会は、議院の議決により特に付託された案件を閉会中も審査することができ、この閉会中に審査した案件は次会期に継続する。	なし 議案は議会期中継続する。	あり 会期末において審議未了の法案は原則として閉会と同時に廃案となる。ただし、政府提出の公法案は、提出先の院の議決により1会期に限って継続することが可能であり(他院からの送付案は不可)、私法案及び混合法案は、院議により会期を越えて継続することが可能である。	なし 下院では、議案は選挙期中、継続する。上院では、職務年の終了は議案の継続には影響を及ぼさない。	なし 下院では、議案は立法期中、継続する。上院には立法期がないので、議案は原則としていつまでも継続する。ただし、提出後3回目の常会の開始時に成立していない上院議員提出法案は、廃案となる。

(出典) 各種資料に基づいて筆者作成。

別図 欧米主要国議会の議会期・会期（イメージ）



※ 臨時会は、常会と常会の上に複数回開かれる場合もある。
(出典) 各種資料に基づいて筆者作成。